

平成 23 年 6 月 30 日

情報連携基盤システムとマイポータルの在り方（私案）

東京工業大学 大山永昭

1) 前提条件について

- 情報連携と情報収集について

- 法定事務において、一般利用者の利便性や国、自治体、民間企業等の事務効率等の向上が期待されるバックオフィス連携は、情報連携と情報収集に峻別できると想定。
 - ✓ 情報連携とは、データベース（個人の属性情報を含むものをデータベースと称している）を有する情報保有機関が、他の情報保有機関が有するデータベースのうち特定の情報を必要とする際に、本人を一意に特定して新たに情報を取得することと定義。
 - ✓ 情報収集とは、情報保有機関が、自らのデータベースを構築するために、情報保有機関固有の権限を行使して、個人又は法人から新たに情報を取得することと定義。
- 情報連携に関して
 - ✓ 情報連携が行われるのは、転職や本人からの申請・申告等の客観的な事実（イベント）の発生に伴う事務処理になることから、その処理の透明性を確保するものとする。
- 情報収集に関して
 - ✓ 情報収集では既存の手法を含むマニュアル等による他の手段を用いることが許可されるが、原則、手続きの発生を示すログを残すものとする。
 - ✓ 「番号」を記録した電磁媒体等を用いた情報収集を行う場合には、そのセキュリティを十分に確保するものとする。

- 全ての情報保有機関は、情報連携を行う場合には、個人情報の入出力に関するログを記録するものとする。

2) 情報連携基盤システムの基本ポリシーについて

- 法定手続き等、根拠が明確なもの以外は、情報連携基盤の機能の利用を全て許可しない ⇒ アクセスコントロールの実現
 - 許可された手続きであることを技術的に明確にするため、Business Process Flow を標準的な手法でコーディングし、情報連携基盤に登録・実装する。
- 情報連携された手続きについては、全てのログを記録する ⇒ 手続きの透明性の確保
 - ログは、上記のコーディングされたフォーマットで記録することとともに、マイポータルを經由して本人が閲覧・確認できるようにする。
 - 疑義等が生じた場合には、第 3 者機関に申し出る。
- 情報連携基盤は、情報連携した情報保有機関の手続きの公証機能を有するものとする。

3) 情報連携基盤の基本機能について

- 情報連携基盤は、番号連携機能およびログ機能（記録、管理等）をサポートする。
 - 番号連携機能
 - ✓ 情報保有機関は個人を特定するためにリンクコードを用いることとする。このリンクコードは、マッチングコードになることを避けるため、個人及び機関ごとに全て異なる

る符号とする。そのため情報連携を行うためには、該当する2つのリンクコードを連携させることが必要になる。この機能を番号連携機能と定義

- ログ機能
 - ✓ 情報連携基盤は、情報連携が行われる際に発生したイベントの ID、それに伴う手続きの種別およびそのシーケンス番号、手続きの流れと連携すべき情報保有機関の特定、連携される情報の種別（情報実体を含まない）等を表わす BPF（Business Process Flow）を用いるとする。
 - ✓ コンピュータシステムを用いて手続きの流れを自動化して実行するため、BPF をコーディングする。
 - ✓ ログはこのコーディングされたフォーマットを基本として記録する。
 - ✓ また、「番号」を用いる情報収集等については、透明性を確保するためにログを残すことを原則とする。この場合、ログはコーディングされた BPF とする。

4) マイポータルの基本ポリシーについて

- マイポータルを介して本人と情報保有機関との情報連携が起こることから、マイポータルは情報保有機関の一つとして扱う。
- そのため、情報保有機関と同じセキュリティ管理を実施する。
- 記録されたログの閲覧・確認、情報保有機関からの本人への問い合わせ、情報保有機関からのお知らせや通知等の受け取り、本人からの申請申告等を可能とする。
- 利便性を確保するため、インターネットからのアクセスを可能とする。
- 本人確認を確実にを行うため、JPKI による認証機能の利用を基本とする。ただし、利便性の更なる向上を図るため、マイポータルが取り扱う個人情報の性質に応じて、アクセス手段の多様化を検討する。
- 付加的なアクセス手段については、そのセキュリティレベルとアクセスする個人情報の機微性を勘案した適切なアクセスコントロールを行うこととする。
- マイポータルの個人フォルダーには、電子メールのアドレスを付けないものとする。

5) マイポータルの基本機能について

- 情報保有機関が本人に対しマイポータルを通じて通知文等を送信する際、官職証明等のため電子署名を付した場合には、本人が通知文に付され電子署名の署名検証をすることは困難である。そのため、マイポータルが本人に代わって署名検証を行い、その結果を本人に通知する機能をマイポータルに付加する。
- 情報連携基盤に残されるログは、コーディングされているため、その内容を本人が理解できるように、自然言語に変換する。
- 自然言語への変換（外国語への変換を含む）は、用語や表現振りの最適化を考えると、基本的に手続きを所管する組織がフローコードと共に作成するものとする。
- マイポータルの運営者は、モニター制度等を通して、利用者の意見を反映・改善する。

以上